人事院規則八―一八（採用試験）第三条第四項、第六条第一項及び第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（同九）　七一六
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第二号、第二十一条第一項及び第二十五条の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十三号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）　七一七
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　七一八
令和六年度塩需給見通しの公表について（財務省）　七一九
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　七二〇
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　七二二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七二二
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（中部地方整備局）　七二三
中部地方整備局公示（同）　七二三
天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　七二四
江の川流域水害対策計画の策定について（同）　七二四
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七二四

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七二四

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七二五

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年一月分）（財務省）　七二六

内閣官房令

○内閣官房令第二号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄